



生まれたお子さんについて (お手続きのご案内)

お子さんのご誕生おめでとうございます。

お子さんの出生に関するお手続きについて、下記内容の制度がありますので、手続きをされていない場合はお早めにお手続きください。(※すべての内容が対象になるとは限りませんので、予めご了承ください)

【提出方法】

申請につきましては、越前町役場、もしくは各住民サービス室にてお手続きください。

(窓口業務時間 平日の8:30~17:15)

【手続き内容】

手 続 き	① 児童手当	お子さんの中学校卒業までの間、手当が支給されます。 原則、 <u>申請した翌月から対象となります</u> のでお早目にお手続きください。
	② 子ども医療費 支給資格証	越前町に住所があるお子さんが(0歳から18歳となる年の年度末までに)医療機関に掛かった際に、支払った医療費の一部(保険適用分と入院時の食事代)を助成します。
	③ 母子手帳	出生届出をした旨の証明をします。
	④ チャイルドシート 購入費補助金	6歳未満のお子さんお1人に対し1台、 購入金額の1/3 を助成します。 (ただし、助成金額は10,000円を上限とし、100円未満切捨) 購入日から1年以内のものが対象となります。 ★購入日に保護者とお子さんの住所が越前町にない場合は対象外となります。
	⑤ 出生祝金	生れたお子さんが第1子・第2子であれば、お子さんお1人に対し 3万円 生まれたお子さんが第3子以降であれば、お子さんお1人に対し 30万円 の祝金を給付します。
ご 案 内	⑥ ふく育パスポート	県内在住の妊婦、末子が18歳未満である子育て世帯に対して、福井県内の協賛店舗での割引・特典が贈られます。
	⑦ 母子モ (えちぜんっこアプリ)	これからの子育てに役立つ機能がたくさんある子育てアプリです。 母子手帳と合わせてお使いください。

【必要なもの】☆すべて揃っていないでも手続きはできますので、お早目にお手続きください。

対象手続き	必要なもの
共通する必要なもの	○通帳 ○印鑑 ○母子手帳
児童手当認定請求書	○請求者の健康保険証 ○住民票謄本(本籍・続柄入り) (※町外にお子さんがお住まいの方のみ) ○請求者・配偶者・児童のマイナンバー
子ども医療費支給資格証申請書	○お子さんの健康保険証
チャイルドシート購入費補助金	○チャイルドシートの説明書・保証書 ○領収書(レシートでも可)もしくは、販売証明書



不明な点がありましたら、手続き内容の①~②、⑥については子ども未来課(Tel 0778-34-8725)、③~⑤、⑦については子育て世代包括支援センター(Tel 0778-34-8821)までお問い合わせ下さい。